第３章　歴史的風致の維持及び向上に関する方針

１．歴史的風致の維持及び向上に関する課題

（１）歴史的建造物の保存・活用に関する課題

本市の歴史的風致を構成する歴史的建造物は、城下町をはじめとする市街地だけでなく、加勢（かせ）川沿いの旧河港町にも存在している。また、指定・登録文化財である建造物のほかにも歴史的な価値のある建造物も多数存在しており、これらが今日も受け継がれていることで本市の歴史的風致を醸し出している。こうした歴史的建造物の所有者の高齢化が進んでおり、後継者が不在であることや修理や修復に多額の費用を要することから、適切な維持管理が行われないまま老朽化が進んでいる建造物も存在している。また、これらの歴史的建造物は所有者に保存・活用を依存する状況にあり、滅失や改変等によりその価値が失われた建造物、あるいは空き家として放置されるなど活用が進まない町屋等もある。

加えて、平成 28 年（2016）に発生した熊本地震により、所有者の転居・移転後に歴史的建造物が解体されるケースや、所有者の生活再建のために、歴史的建造物の修理や修復が後回しにされ、放置されるケースなどが多くみられ、歴史的建造物の更なる滅失が懸念されている。

熊本地震により損傷した町屋

（２）歴史的建造物の周辺環境の保全と向上に関する課題

現存する歴史的建造物や史跡等を有する周辺の市街地においても、平成 28 年（2016）熊本地震に伴い、歴史的建造物が解体され、新たに空地が発生したり、あるいは歴史的な景観と調和しない建造物・工作物が立地するなど、歴史的な町並み景観の保全が困難になってきている。

歴史的建造物と調和しない工作物

また、道路等の公共施設についても、歴史的な町並み景観への配慮や快適な歩行空間の確保などが十分ではない。

（３）伝統文化を反映した活動の継承に関する課題

本市では、８つの歴史的風致ごとにそれぞれ固有の伝統文化を反映した活動があり、歴史的建造物を有する神社仏閣等にまつわる祭礼や、農業集落の生業や地域の伝承、豊かな自然環境と結びついた伝統行事・慣習等が継承されてきている。一部には保存会等が結成される等の動きもあるが、地域住民の任意の活動に委ねられているものも多く、近年の少子高齢化や若年層の減少、あるいは価値観の多様化等の影響等により、地域コミュニティは脆弱になりつつあり、それが伝統文化活動の担い手の減少、あるいは担い手の固定化に伴う負担感の増大に繋がり大きな問題となっている。

また、祭礼用の獅子頭の製作等にも用いられる伝統工芸品の技術においても、職人の後継者が不足しており、その背景には伝統工芸品の高い技術力や価値が広く認識されていないことも要因である。

（４）歴史的風致を活かした観光振興に関する課題

近年、外国人観光客が増加傾向にあるが、歴史的風致や市内に点在する様々な文化財等を紹介・案内するための情報発信が不足している。

具体的には、観光案内サイン等のデザインが統一されておらず、老朽化対策も遅れており、サイン等のなかには外国語併記がない、併記があるものでも日本語の説明の直訳が多いなど外国人観光客への配慮が不足しているものもある。加えて、多言語に対応したガイドの不足及び、観光ガイドの高齢化による担い手の不足が懸念される。

また、周遊を促すイベントや情報発信の不足、周遊ルートの整備が不十分であることから、熊本城や水前寺などの市の中心部にある観光名所に観光客が集中し、歴史的風致や市内に点在する様々な歴史資産への観光客の誘導を促せていないことも問題となっている。

さらに、公共交通によるアクセス方法が認知されていないことや駐車場の不足など、歴史的風致にアクセスしづらいという問題もある。

観光施設入園者数（歴史文化関連施設で、平成 26 年の入園者数が 1 万人を超える施設のみ掲載）

施　設　名	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
熊本城 ※H28.5以降は二の丸広場でカウント	1,631,655	1,715,642	1,444,101	2,072,936	1,704,769
城彩苑	985,382	1,020,585	956,173	1,190,246	1,057,151
水前寺成趣園	358,827	379,650	357,265	429,994	439,466
熊本市現代美術館	229,164	302,253	410,139	235,827	242,665
熊本県立美術館 分館	216,587	217,701	88,823	122,696	204,856
熊本県伝統工芸館	147,745	140,552	138,889	154,620	154,937
熊本県立美術館 本館	97,025	134,564	45,203	107,850	109,377
旧細川刑部邸	52,560	53,454	15,547	※地震により被災し休館中	
くまもと工芸会館	49,788	52,208	46,596	49,323	49,663
熊本博物館	35,547	17,951	※リニューアル		11,500
田原坂西南戦争資料館	25,522	26,744	55,441	61,940	101,596
岩戸観音･五百羅漢	24,605	26,742	26,600	26,600	16,557
金峰森の駅みちくさ館	17,742	19,387	16,624	17,949	18,575
くまもと文学・歴史館（旧　熊本近代文学館）	14,775	※リニューアル	28,547	33,084	44,980
夏目漱石内坪井旧居	10,439	13,336	3,660	※地震により被災し休館中	

資料：平成 30 年熊本市観光統計

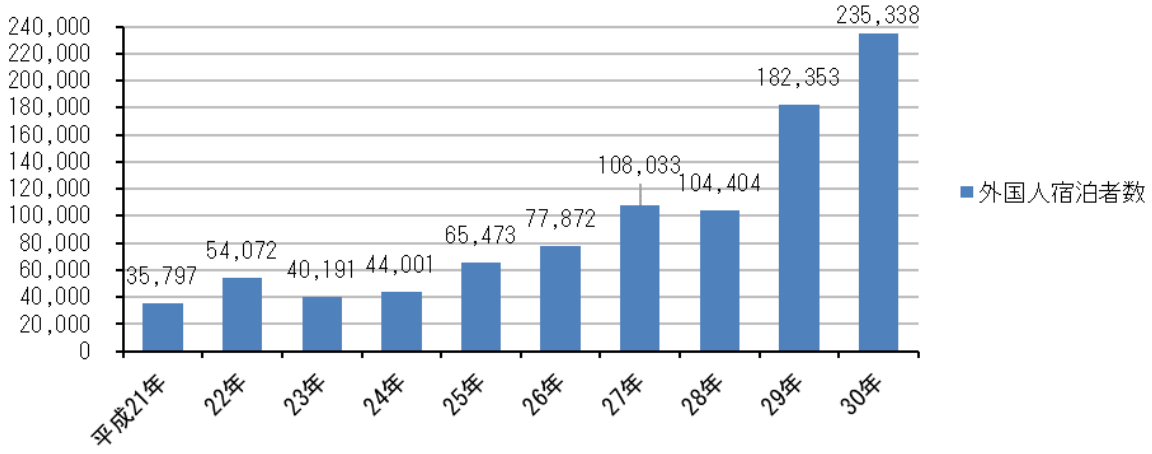

外国人宿泊者数の推移　　資料：平成 30 年熊本市観光統計

（５）歴史的風致の情報発信と認識向上に関する課題

歴史的風致は、歴史的建造物のみならずその周辺市街地や伝統文化を反映した市民活動を包摂したものであるが、市民や来訪者に、歴史的建造物と一体となった活動、周辺も含めた総体としての歴史的風致についての情報が適切に提供できておらず、歴史的風致の価値が認識されていない現状がある。

２．歴史的風致の維持及び向上に関する既存計画との関連性

本計画は、上位計画である「熊本市第７次総合計画（平成 28 年（2016）３月）策定、令和２年（2020）３月中間見直し」に即し、「第２次熊本市都市マスタープラン」や「熊本市景観計画」、「熊本市経済観光局アクションプラン 2019」等の関連計画との整合、連携を図りながら、本市の歴史まちづくりに関する基本的な方針を示す計画として位置付ける。

また、本計画は歴史まちづくり法第５条の規定に基づく認定計画として、当市の歴史的風致の維持及び向上に関する必要な事項を定め、国連サミットで採択された世界共通の目標である SDGs（Sustainable Development Goals＝持続可能な開発目標）※も踏まえて、各種事業の推進に努める。

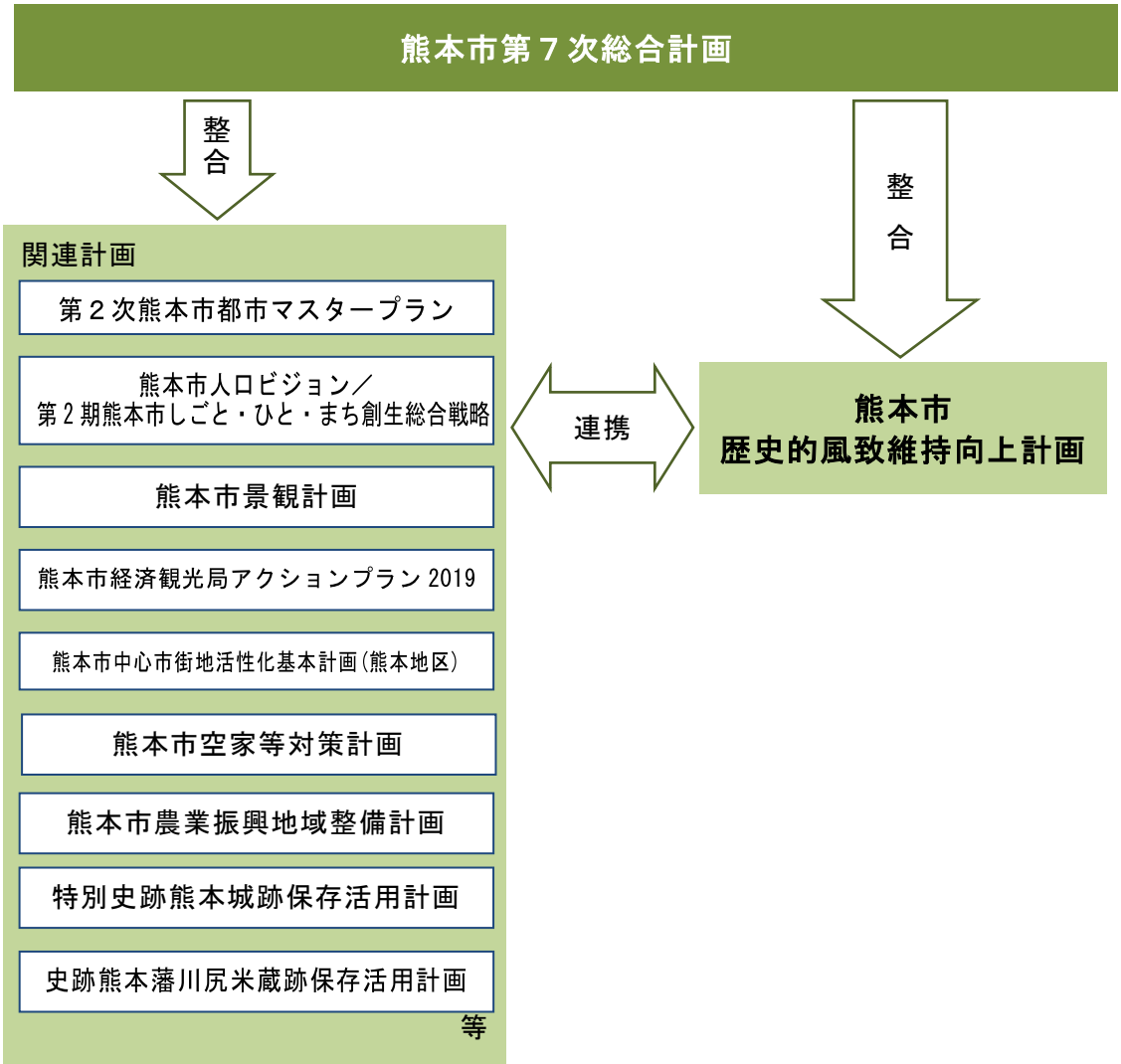

※SDGs…平成 27 年（2015）9 月の国連サミットで採択されたアジェンダに記載された平成 28 年（2016）から令和 12 年（2030）までの世界共通の目標。17 のゴールと 169 のターゲットから構成されており、「地球上の誰一人として取り残さない」社会の実現を目指している。

（１）熊本市第７次総合計画

本市では、令和５年度（2023）までのまちづくりの方向性を示す「熊本市第７次総合計画」を策定し、その実現に向けた各種取組を進めている。本計画では、めざすまちの姿を「市民が住み続けたい、だれもが住んでみたくなる、訪れたくなるまち、『上質な生活都市』」とし、「１　安心して暮らせるまちづくり」「２　ずっと住みたいまちづくり」「３　訪れてみたいまちづくり」の３つからなるまちづくりの重点的取組を掲げるとともに、すべての施策分野にわたり、今後のめざすべき方向性を示している。

概　要

【めざすまちの姿】
市民が住み続けたい、だれもが住んでみたくなる、訪れたくなるまち、
『上質な生活都市』

【まちづくりの重点的取組】

１　安心して暮らせるまちづくり

(1) だれもが安心して子育てできる環境を整えます。

(2) 「おたがいさま」で支え合う地域コミュニティを形成します。

２　ずっと住みたいまちづくり

(1) だれもが移動しやすく暮らしやすい都市をつくります。

(2) 雇用機会を創出し、熊本に住み、働ける環境を整備します。

３　訪れてみたいまちづくり

(1) 伝統文化とエンターテインメントが共鳴するにぎわいを生み出します。

(2) 人と自然が共生する恵み豊かで持続可能なまち熊本を発信します。

【分野別施策】

１　互いに認め支え合い、だれもが平等に参画できる社会の実現

２　安全で心豊かに暮らせる地域づくりの推進

３　生涯を通して健やかで、いきいきと暮らせる保健福祉の充実

４　豊かな人間性と未来へ飛躍できる力を育む教育の振興

５　誇るべき良好な自然環境の保全と地球環境問題への積極的な対応

６　経済の発展と熊本の魅力の創造・発信

７　豊かな自然環境をいかした活力ある農水産業の振興

８　安全で利便性が高い都市基盤の充実

まちづくりの重点的取組
３　訪れたくなるまち （１）「伝統文化とエンターテインメントが共鳴するにぎわいを生み出します」 熊本城と水前寺成趣園を「国際観光重点地域」として受入環境を整備するとともに、本市の歴史や伝統文化を継承・発展させ、芸術・文化・スポーツなどのエンターテインメント機能を充実することによって、国内外からの観光客をはじめ、多くの人が集う九州中央の交流とにぎわいの拠点づくりに取り組みます。
分野別施策
４　豊かな人間性と未来へ飛躍できる力を育む教育の振興 熊本城をはじめとする史跡、天然記念物など、本市の貴重な文化財の適切な保存・調査研究・整備・活用に取り組むとともに、歴史や自然の学習などに活用します。

（２）第２次熊本市都市マスタープラン

第２次熊本市都市マスタープランは、本市の都市計画に関する基本的な方針を示す計画であり、平成 21 年（2009）３月に策定し、平成 29 年（2017）８月に修正した。

本計画は、２つの基本目標と４つの目標を掲げており、基本目標の一つ「九州中央の広域交流拠点にふさわしい都市づくり」では、城下町の歴史と文化を活かした、魅力ある熊本づくりを目標とし、中心市街地の活性化や魅力ある都市空間づくりを進めることとしている。

都市づくりの目標

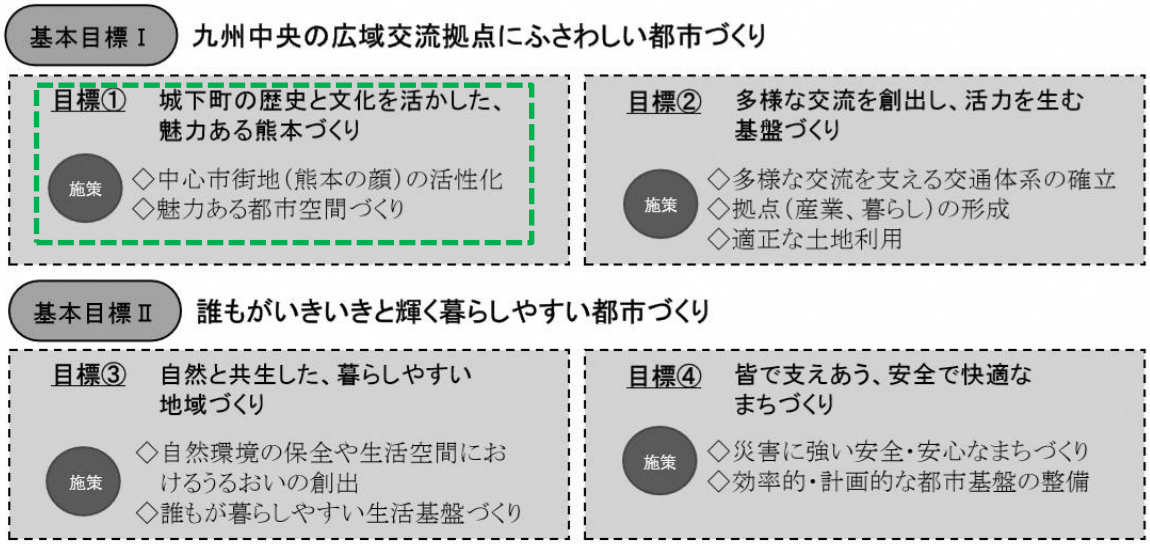

資料：第２次熊本市都市マスタープラン

「中心市街地（熊本の顔）の活性化」は、熊本の象徴である熊本城や多数の歴史・文化施設のある熊本城地区及び商業・業務機能が立地する通町筋・桜町周辺地区一帯から、城下町の風情が残る新町・古町地区や、熊本駅周辺地区を「熊本の顔」とし、この一帯で、高次都市機能の維持・集積を図り、さらには、居住を誘導することで人口密度を維持するとともに回遊性の向上を図ることにより、これまでの城下町としての基盤や魅力を活かしたにぎわいを創出することを掲げている。

「魅力ある都市空間づくり」は、熊本城や江津湖といった、類まれな貴重な地域資源と調和した都市景観の形成や、快適な回遊空間づくりを進め、魅力ある都市空間を創出することを掲げている。

本計画は、都市づくりの目標を基に「都市構造の将来像」と「分野別の基本的な方針」を定めている。

都市構造の将来像	分野別の基本的な方針
１　都市空間の構成方針 『豊かな水と緑、多様な都市サービスが支える活力ある多核連携都市』 ～恵まれた自然や歴史・文化と機能性の高い都市空間が調和し、生活圏が連携することで、誰もが輝く都市をつくる～ （１）全体イメージ　（２）地域イメージ **２　都市の全体構成** （１）都市の領域構成 （２）都市の骨格構成（交通軸） （３）都市の骨格構成（水と緑の軸） （４）都市の機能配置（中心市街地と地域拠点）	１　土地利用の方針 ２　都市交通体系の整備方針 ３　市街地整備の方針 ４　住宅整備の方針 ５　自然環境保全及び公園緑地等公共空地整備の方針 ６　その他の都市施設の整備方針 ７　都市景観形成の方針 ８　都市防災の方針

【分野別の基本的な方針の関連施策】
○土地利用方針 中心市街地は、高次都市機能を維持・集積を目指すとともに、市街地再開発事業等により、歴史文化の象徴である熊本城を活かした魅力ある商業・業務地としての土地利用を図ります。さらに、新町・古町地区は、町屋などの伝統的様式を備えた建築物を修理・維持し、新旧の街並みが融合した趣のあるまちづくりを進めると共に、商業地として、地区内居住者や周辺の生活者の暮らしを支えます。
○市街地整備の方針 中心市街地ゾーンにおける熊本城地区、新町・古町地区は、城下町としての基盤や歴史的資源を活かした街並み整備などにより、回遊性の創出を図ります。 新町・古町地区は、協働のまちづくりにより、城下町風情の残る特色あるまち並みを活かした地区の活性化を図ります。 川尻地区は、伝統文化を継承する古いまち並みを活かしたまちづくりを進め、都市機能の維持・確保を図ります。

○住宅整備の方針

歴史や自然との調和や都市景観さらには環境へも配慮した良好な住まいづくりや、都市機能が維持・確保された中心市街地などへ居住を誘導することで人口密度を維持するなど、地域の特性に応じた魅力的な住まいづくりを進めます。

○自然環境保全及び公園緑地等公共空地整備の方針

金峰山系、田原坂、立田山、託麻三山、花岡山・万日山、雁回山、江津湖及び熊本城などを緑の拠点とし、本市を流れる白川、緑川、加勢川、浜戸川、合志川、坪井川及び井芹川を緑の骨格軸として位置付けます。また、市街地や既存集落の周辺においては、街路樹を緑の骨格軸とし、河岸段丘や台地の斜面林、鎮守の森、屋敷林の保全及び民有地の緑化等を積極的に推進し、都市内緑地の確保に努めます。加えて、名水百選に選定された金峰山湧水群と水前寺江津湖湧水群については身近な水辺空間として自然生態系の保護はもとより、都市景観の重要な要素としてもその整備及び保全に努めます。

○都市景観形成の方針

熊本らしさを醸成する重要な地域を重点地域に指定し、市民や来訪者からも親しまれる熊本らしい個性的な景観づくりを推進します。重要な地域では眺望景観等を保全・創出するために、建築物や屋外広告物等を規制･誘導します。その他の地域についても、熊本らしさを際立たせていくための景観形成を推進します。

○都市防災の方針

景観重要・形成建造物等の歴史的建造物が被災した新町、古町、川尻地区について、城下町あるいは地域の特色ある町並みの早期復旧のために、必要な支援を行います。

（３）熊本市人口ビジョン及び第２期熊本市しごと・ひと・まち創生総合戦略

① 熊本市人口ビジョン

熊本市人口ビジョンは、人口増減の要因や課題を明確にし、令和 32 年(2050)までの本市の人口の将来展望をとりまとめたものであり、平成 28 年（2016）３月に策定し、令和２年（2020）３月に改訂した。

平成 30 年（2018）３月に発表された国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計では、令和 32 年(2050)の本市の人口は約 67 万人、令和 42 年(2060)は約 63 万人まで減少すると示されているが、本市における希望出生率は 2.1 であり、令和 22 年（2040）ごろにこれを実現し、年間 400 人程度の転入超過を維持することにより、本ビジョンの対象期間である令和 32 年（2050）において、約 70 万人の人口を維持することを目指している。

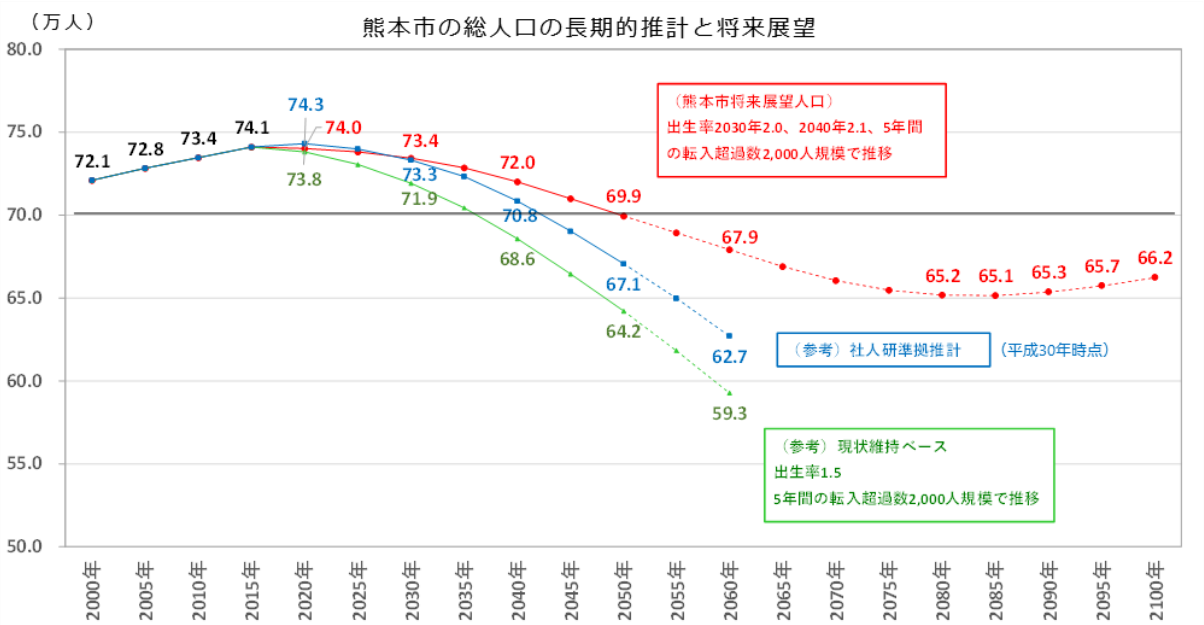

資料：熊本市人口ビジョン

② 第２期熊本市しごと・ひと・まち創生総合戦略

熊本市しごと・ひと・まち創生総合戦略は、急激な人口減少に歯止めをかけ将来に向かって活力を維持するため、しごとづくり、ひとづくり・まちづくりを一体的に推進するうえで必要となる施策をとりまとめたものである。

第１期となる総合戦略の計画期間が令和元年度（2019）までであったことから、今後も切れ目ない取り組みを行うため、第２期となる総合戦略を令和２年（2020）３月に策定した。

本市の総合戦略は、基本戦略とリーディングプロジェクトから構成されている。基本戦略は、本市が取り組む施策を３つの基本目標ごとに体系的に整理したもので、リーディングプロジェクトは、基本戦略の取組をけん引し、より効果的に推進していくため、「しごと」に関わる本市の強みや特性である、①魅力ある歴史文化や交流施設、②全国屈指の産出額を誇る農水産物、③充実した医療福祉、④多種多様な地場産業、に着目し、それぞれの観点から４つのプロジェクトとして施策を絞り込み、戦略の期間内に集中的に取り組むものである。

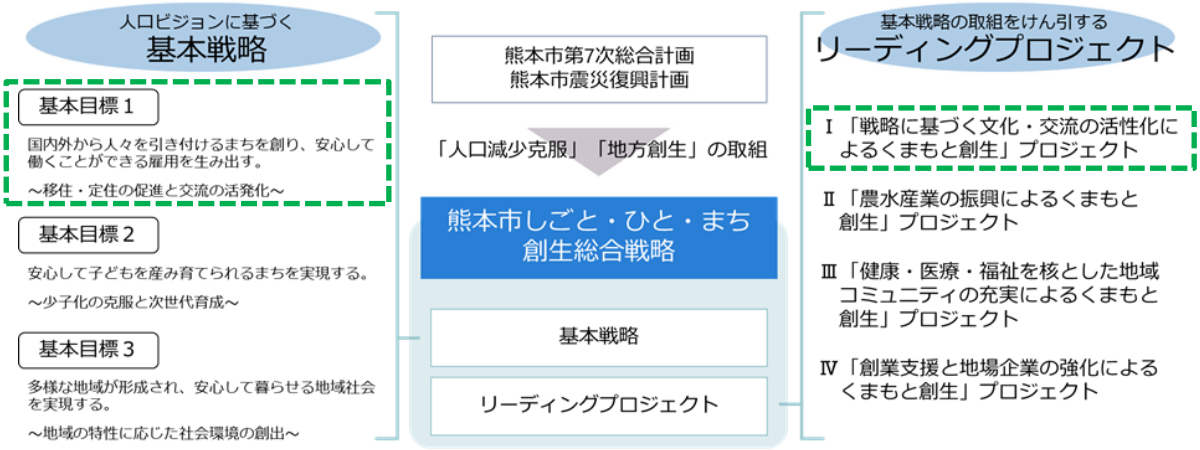

資料：第２期熊本市しごと・ひと・まち創生総合戦略

基本目標の一つである「国内外から人々を引き付けるまちを創り、安心して働くことができる雇用を生み出す。～移住・定住の促進と交流の活発化～」では、「交流人口の拡大」として、歴史・文化・スポーツによる地域活性化に取り組むことを掲げている。

【関連施策】
○歴史・文化・スポーツによる地域活性化に取り組みます ・熊本城をはじめとした文化財や記念館などの観光文化施設の熊本地震からの 復旧に継続して取り組みます。 ・熊本城の復旧については、多方面から様々な形で復旧に向けた協力・参加を求めながら、復旧過程の段階的公開を行い、新たな観光資源としての活用を図るとともに、学習や社会教育・文化財保護啓発等の場としての活用も図ります。 ・景観重要・形成建造物等の歴史的建造物が被災した新町、古町、川尻地区について、城下町あるいは地域の特色ある町並みの早期復旧のために、必要な支援を継続します。 ・特別史跡「熊本城跡」の歴史的な魅力を生かし、城下町や中心商店街との回遊性の向上を図ります。

リーディングプロジェクトの一つである「戦略に基づく文化・交流の活性化によるくまもと創生」プロジェクトでは、機会を捉えた文化財などの魅力発信を掲げ、熊本のシンボルである熊本城について、特別公開を契機とした観光プロモーションの実施などにより、観光資源としての早期再生、ならびに、本市の魅力ある観光資源や歴史的文化遺産、芸術・伝統文化などにストーリー性を持たせることで熊本の魅力を戦略的に発信すること等を施策としている。

（４）熊本市景観計画

熊本市景観計画は、良好な景観形成に向けた基本的な枠組みを定める計画であり、平成 21 年（2009）10 月に策定した。景観形成の理念「水と緑と歴史が育はぐくむ賑わいと活力が湧く　くまもとの景観づくり」をもとに、本市が目指す景観形成の４つの目標と４つの基本方針を掲げている。

市域全域を景観計画区域とし、５つのゾーン・２つの軸を設定しており、「歴史的な街並みが残る場所は、歴史的資源を生かし、落ち着きの感じられる景観形成を図る」など、各ゾーン・軸に応じた景観形成方針を定めている。

さらに重点的に景観形成を推進する地域として、重点地域、特定施設届出地区、景観形成地区を位置づけ、景観形成方針を定めている。

規模の大きな建築物・工作物は周囲の景観に大きな影響を及ぼすことから、景観法に基づく届出制度（大規模行為届出）を設け、市全域の景観形成基準に沿った規制・誘導を行っている。また、重点地域や特定施設届出地区などには、より詳細な景観形成基準を設けている。

概　要

１.理念

「水と緑と歴史が育む賑わいと活力が湧く　くまもとの景観づくり」

２.目標

○熊本らしさを印象づける重要な場所での「眺望景観づくり」
○市民の文化性、活力が感じられる「沿道景観づくり」
○個性と愛着あふれる「地域景観づくり」
○多様な主体が参画する「協働の景観づくり」

３.基本方針

○熊本らしさを印象づけ、景観形成を先導する重要な地域の景観形成を推進します
○郷土の自然や歴史を踏まえた熊本独自の基準により建築物等や屋外広告物を誘導します
○良好な景観づくりを先導するため公共空間の質を向上します
○地域の個性の創出と市民による主体的な景観形成を推進する仕組みを作ります

４.良好な景観の形成に関する方針

○ゾーンの景観形成方針　　○軸の景観形成方針

【重点的に景観形成を推進する地域】

○重点地域の景観形成方針　○特定施設届出地区の景観形成方針

【良好な景観形成を推進するため重要な地区】

○景観形成地区の景観形成方針（地区ごとに定める）

■景観の全体像

～景観形成ゾーン・軸～

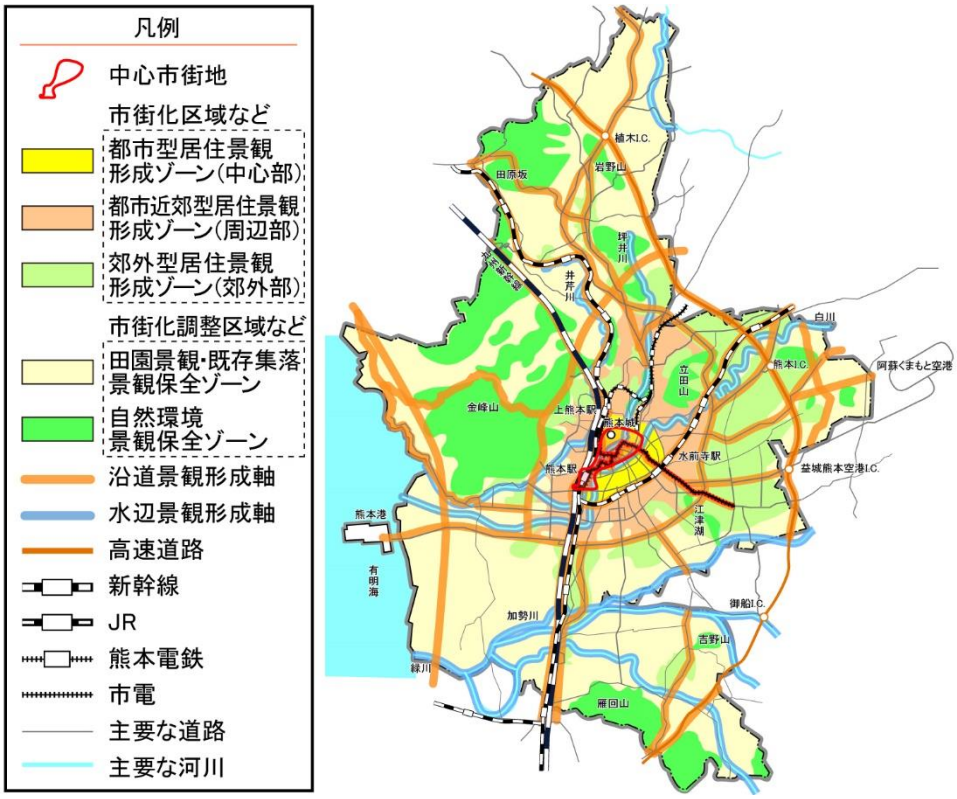

資料：熊本市景観計画

～重点地域・特定施設届出地区・景観形成地区～

資料：熊本市景観計画

■良好な景観の形成のための行為の制限

大規模行為届出（市全域）

対象物	行為の種別	対象規模
建築物	新築、新設、増築、改築、移転又は外観の変更（修繕若しくは模様替え又は色彩の変更）	高さ 12m又は建築面積 1,000 ㎡を超えるもの
工作物		高さ 12m又はその敷地の用に供する土地の面積 1,000 ㎡を超えるもの
さく及び塀		高さ 2mかつ長さ 30mを超えるもの
土地	開発行為	行為に係る土地の面積が 1,000 ㎡（宅地分譲の用に供するものにあっては 3,000 ㎡）を超えるもの又は高さ 5mかつ長さ 10mを超えるのり面若しくは擁壁を生ずるもの
土石及び鉱物	採取及び採掘（地形の外観の変更を伴うもの）	

市全域の景観形成基準（重点地域含む）

対象		景観形成基準の概要
建築物、工作物	位置・高さ	・壁面線の後退や高さをおさえるように努めること　等
	形態	・地域の景観特性を生かし、地域デザインを表現するよう努力すること　等
	色彩	・基調となる色は、周囲の自然や街並みの色彩（色相・明度・彩度）に調和したものとし、アクセントとなる色はごく限られた箇所に限定するように努めること　等
	敷地の緑化	・敷地内のオープンスペースは極力、緑化に努めること　等
さく及び塀	位置・高さ	・通りに開放感を与えるように高さを低くおさえるように努めること　等
	形態	・敷地内外の連続一体化が可能な場合には、さくや塀を設けずに開放的な利用が望まれる　等
	色彩・材料・緑化	・色彩は、周囲の自然や街並みの色調と調和したものとし、アクセントとなる色はごく限られた箇所に設定するように努めること　等
開発行為		・可能な限り、原地形に沿った形で変更を行うように努めること　等
土石及び鉱物		・採掘後ののり面等の事後処理については、周辺の景観との調和に配慮するとともに緑化に努めること　等

地域で推奨する色彩

カラートーン	色相	明度	彩度	都市部	田園部	歴史的街並み地区	熊本城周辺地域※	水前寺周辺地域	江津湖周辺地域	熊本駅周辺地域	電車通沿線地域	白川沿岸地域
白	N	9以上10以下	－	○	－	○	－	－	－	－	－	－
明灰色	N	8以上9以下	－	○	－	○	○	○	○	○	○	○
中灰色	N	6以上8以下	―	○	○	○	○	○	○	○	○	○
暗灰色	N	3以上6以下	―	－	○	○	○	－	－	－	○	－
黒	N	3以下	―	－	－	○	－	－	－	－	－	－
明穏色	R・YR・Y系	8以上10以下	3以下	○	－	－	○	○	○	○	○	○
	GY・G・BG・B・PB・P・RP系		1以下									
中穏色	R・YR・Y系	5以上8以下	3以下	○	○	－	○	○	○	○	○	○
	GY・G・BG・B・PB・P・RP系		1以下									
暗穏色	R・YR・Y系	5以下	3以下	－	○	－	－	－	－	－	－	－
	GY・G・BG・B・PB・P・RP系		1以下									

※熊本城特別地区内においては、背景が樹木の緑となる場合は明度 3 以上 7 以下とする。

景観形成基準（地域で推奨する色彩）

使用できない色彩

			市全域（特定施設届出地区を除く）	特定施設届出地区
カラートーン	色相	明度	彩度	彩度
鮮明色	R・YR系	全域	6を超える	7を超える
	Y系		4を超える	5を超える
	GY・G・BG・B・PB・P・RP系		2を超える	3を超える

※2 つのトーンの境界にある色彩は、両方のトーンに属する。

景観形成基準（使用できない色彩）

（５）熊本市経済観光局アクションプラン 2019

熊本市経済観光局アクションプラン 2019 は、本市の経済と観光業の重点施策を明確化し、熊本地震からの復興を目指し、さらなる地域経済の活性化を図るための計画であり、平成 31 年（2019）４月に策定した。

４つのビジョンと 14 の施策で構成され、観光分野、経済分野および文化・スポーツ分野、熊本城において、本年度実施する具体的な事業を「重点事業」として位置づけ、戦略的に推進していく。

【ビジョン１】国内外から認められる観光・交流のまち熊本の実現

施策の展開１　効果的なプロモーションと受入体制の充実

施策の展開２　賑わいの創出と国内外に向けたイベント情報 PR

施策の展開３　ＭＩＣＥの積極的推進

【ビジョン２】特別公開の実施等による観光資源としての早期再生

施策の展開４　大天守の外観復旧に伴う特別公開

施策の展開５　千葉城地区整備計画の作成

【ビジョン３】都市圏全体の経済成長のけん引

施策の展開６　被災小規模事業者への支援

施策の展開７　商店街のにぎわい創出と消費喚起

施策の展開８　中小企業、創業・事業承継への支援

施策の展開９　産業人材の確保と育成（定住人口の増加）

施策の展開 10　企業立地の推進

【ビジョン４】文化財の早期復旧とスポーツによる地域活性化

施策の展開 11　文化財の早期復旧と継承

施策の展開 12　熊本文化の魅力向上と発信

施策の展開 13　国際スポーツ大会等の開催及び誘致

施策の展開 14　スポーツ施設の整備・機能充実

【関連事業】		
施策の展開１	○重点事業１	【新規】「2019天守閣再建」熊本誘客プロジェクト
	○重点事業３	欧米豪州プロモーション経費
施策の展開２	○重点事業６	坪井川舟運検討経費
施策の展開４	○重点事業１	熊本城災害復旧経費（特別公開関係）
施策の展開５	○重点事業２	千葉城地区保存活用関係経費
施策の展開11	○重点事業１	文化財等災害復旧経費
施策の展開12	○重点事業２	くまもと復興映画祭開催経費

（６）熊本市中心市街地活性化基本計画（熊本地区）

熊本市中心市街地活性化基本計画（熊本地区）は、平成 28 年（2016）熊本地震からの復興を着実に推進していくとともに、将来にわたって活力を維持していくために、高次な都市機能が集約した中心市街地のさらなるにぎわいの創出を目的とした計画であり、平成 29 年（2017）４月から令和４年（2022）３月を計画期間として策定した。

本計画のコンセプトとして「地震からの創造的復興により誰もが安心して暮らし働き、国内外からも多くの人が訪れる、魅力あるくまもとの顔づくり」を掲げ、３つの基本方針と活性化の数値目標を定め、施策や事業を推進していく。

目標１：にぎわいあふれる城下町
- ◇復旧していく熊本城を国内外へ向けた新たな観光資源として活用
- ◇地域・都市間の交通拠点及び観光・文化・情報の交流拠点を形成

目標２：安心してずっと暮らしたいまち
- ◇まちなか居住の促進
- ◇雇用の場の拡大や子育て環境の向上により若年層の増加促進

目標３：誰もが訪れてみたくなるまち
- ◇コンベンションの誘致促進
- ◇地域産業の再生
- ◇震災からの再生をアピールし国内外への観光戦略を展開

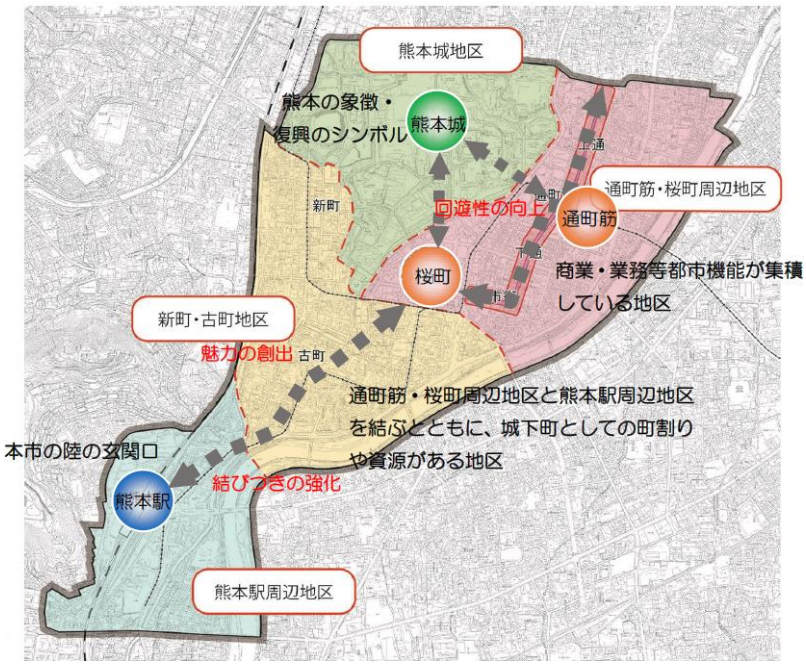

資料：熊本市中心市街地活性化基本計画（熊本地区）

（７）熊本市空家等対策計画

熊本市空家等対策計画は、今後ますます増加していく空家等対策として、空家等に対する基本方針や今後の方向性を定め、総合的かつ計画的に対策を推進し、「安全・安心な魅力ある住環境の実現」を目指した計画であり、平成31年（2019）４月に策定した。

本計画では、基本理念として「総合的な空家等対策による安全・安心な魅力ある住環境の実現」を掲げ、３つの基本方針と施策の方向性、具体的取組みを定め、計画を推進していく。

【基本方針１】空家等問題の発生・管理不全の抑制

施策の方向性①　市民への意識啓発の実施

施策の方向性②　効果的な働きかけと適正な管理のための相談体制の充実

【基本方針２】管理不全な空家等の維持管理、除却の強化

施策の方向性①　所有者等による適正管理を促す施策の実施

施策の方向性②　所有者等に対する行政からの働きかけ、相談体制や取組みの強化

【基本方針３】空き家の流通促進、地域等での活用に向けた対策の実施

施策の方向性①　既存住宅等の質の向上等による市場流通の促進

施策の方向性②　地域の需要に合わせた空き家の有効活用の促進

施策の方向性③　良質な既存住宅の情報提供等による居住支援の促進

（８）熊本農業振興地域整備計画

本市では、「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき熊本県が指定した熊本農業振興地域について、おおむね今後 10 年間の農業振興の方向を明らかにし、農業の近代化のための必要な条件をそなえた農業地域を保全し形成すること並びに当該農業地域について農業に関する公共投資そのほか農業振興に関する施策を計画的に推進することによって、農業の健全な発展を図るとともに、国土資源の合理的な利用に寄与することを目的に「熊本農業振興地域整備計画」を平成 27 年（2015）５月に策定した。

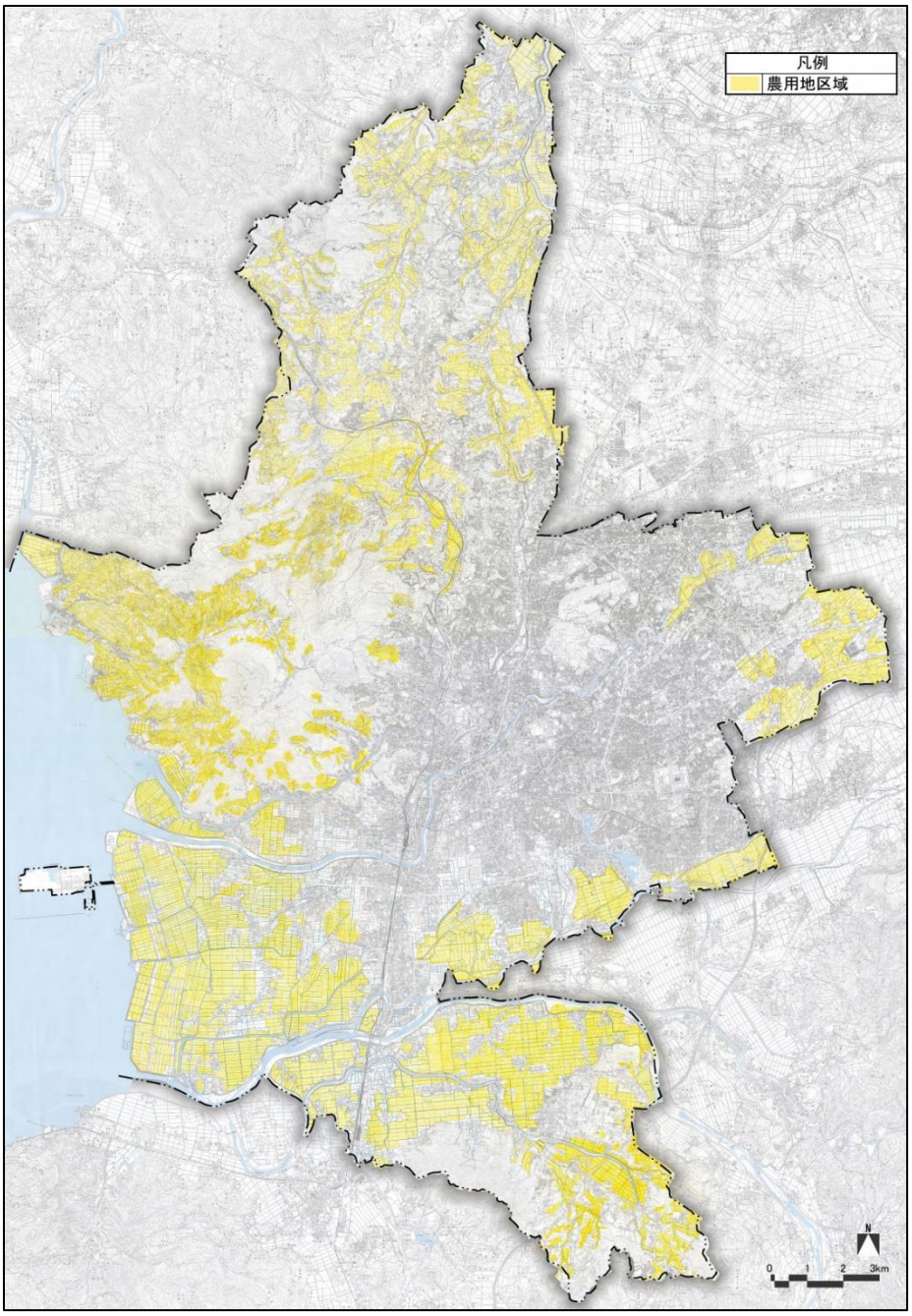

農用地利用計画図（平成 27 年（2015）５月時点）

（９）特別史跡熊本城跡保存活用計画

保存活用計画とは、文化財の本質的価値と構成要素を明らかにし、適切に保存・活用するための基本方針を定めるものであり、特別史跡熊本城跡については、昭和 57 年度（1982）に熊本市教育委員会により「特別史跡熊本城跡保存管理計画」が策定され、これまで、この計画等を基に熊本城の保存・活用を図ってきた。しかし、計画策定から 30 年以上が経過し、熊本城周辺の環境も大きく変化したため、現況に即した内容の見直しが必要と考え、平成 30 年（2018）３月に改訂した。

改訂にあたり、本計画の対象範囲を特別史跡の指定範囲を中心として熊本城の惣構（そうがま）え※である新町までを含めた約 138ha としている。（P276 図参照）

また、平成 28 年（2016）熊本地震の影響を踏まえて、「第 11 節防災計画」や『追章「平成 28 年(2016 年)熊本地震」による被害の概要』等を記載している。

※惣構えは、城の外郭(城下町)のうち、堀や土塁で囲い込んだ区域をいう。

（１０）史跡熊本藩川尻米蔵跡保存活用計画

熊本藩川尻米蔵跡は、平成 22 年（2010）８月に国の史跡に指定された江戸時代の米蔵施設の跡である（平成 24 年（2012）９月に御船手渡し場跡が追加指定)。

船着場跡、御船手渡し場跡については、国土交通省による整備が完了し、外城蔵跡については、保存修理等の完了後に一般公開を予定している。

しかし、管理施設や便益施設の整備はなく、地域住民等によるイベントでの利用はあるものの、周知・啓発を含め積極的な活用はなされていない状況である。そのため、保存と活用の基本方針及びその具体的手法を示し、あわせてそれを実現するための運営の方法についても示すことで、将来にわたり史跡の本質的価値を保護し、史跡として望ましい姿で後世に継承していくことを目的に、平成 26 年度（2014）に「熊本市国指定史跡保存管理計画策定委員会」を設置し、平成 27 年度（2015）にかけて「熊本藩川尻米蔵跡保存活用計画」を策定した。（本計画の実施・発効日は平成 28 年（2016）３月 31 日）

３．歴史的風致の維持及び向上に関する方針

本計画では、歴史と伝統を反映した人々の活動の継承や歴史的建造物の保存・活用、歴史的建造物を取り巻く環境の保全を図る。また、これらの取組みと併せて歴史的風致の認識を高めることにより、一体的に歴史的風致の維持向上を図る。

（１）歴史的建造物の保存・活用に関する方針

指定建造物は、文化財保護法や熊本県文化財保護条例及び熊本市文化財保護条例に基づき、今後も保存・活用を図る。

指定文化財以外の歴史的建造物は、本計画に基づく歴史的風致形成建造物、あるいは景観法に基づく景観重要建造物及び熊本市景観条例に基づく景観形成建造物への指定を働きかけるとともに、熊本市文化財保護条例等に基づく文化財の指定、または文化財保護法に基づく登録有形文化財への登録を検討し、今後の保存・活用を図る。加えて、これら建造物の積極的な活用を推進していくことによって、市民に対して広く建造物の価値を示していくものとする。

また、平成 28 年（2016）熊本地震で被災し損傷が進行している指定文化財については、文化庁や熊本県教育委員会、専門家等の指導を仰ぎながら、適切な修理により保存するとともに、積極的な活用を図る。特に、平成 28 年(2016)熊本地震で甚大な被災を受けた熊本城については、実施中の復旧事業を今後も継続的に進め、早急な復旧を図る。

さらに、未指定の歴史的建造物で、損傷が進行しているものは、所有者等の修理への支援策を講じることで所有者の負担を軽減して保全を図り、所有者や周辺住民等と協働により維持管理や活用を検討する。このうち、市が所有・管理する未指定の歴史的建造物については、必要に応じて耐震診断、耐震工事、公開や活用を図る。

これらの取組みを着実に進めることで、歴史的建造物の適切な維持管理を促進するとともに、今後、いつ起こるかわからない災害リスクの軽減にも繋げていく。

（２）歴史的建造物の周辺環境の保全と向上に関する方針

歴史的建造物等を取り巻く環境は、熊本市景観計画及び熊本市景観条例に基づく届出制度や歴史的建造物の保存・活用をはじめ、一般建造物、道路、空地等を総合的・一体的に利活用することで、歴史的な町並み環境の保全と周辺環境の向上を図る。

特に、歴史的な町並みが残る、新町・古町地区、川尻地区においては、規定の町並みづくりガイドラインに基づき、歴史的建造物に加え、一般建造物についても外観修景を実施し、歴史的な町並みの保全を図るとともに、無電柱化や道路美装化などの道路空間整備、空地の活用を推進し、周辺環境の向上を図る。

（３）伝統文化を反映した活動の継承に関する方針

歴史と伝統を反映した人々の活動は、地域単独で継承していくには限界がある。このことから、行政をはじめ多様な主体の参画と協働を得ながら保全を図るとともに、必要な支援を実施することにより、将来の担い手の育成を図ることとする。

伝統工芸においても、くまもと工芸会館における伝統工芸体験や販売促進等など伝統工芸の PR 活動を積極的に進めるとともに、肥後象嵌・肥後まり・肥後てまりづくりなどの出張講座を実施し、市民への認知を高め、後継者の育成を図り、今後も市民団体等が主体となった取組を継続させる。

（４）歴史的風致を活かした観光振興に関する方針

来訪者に分かりやすい、外国人観光客にも対応した観光案内サイン等の改修を進めるとともに、公衆無線 LAN（Wi-Fi）環境の整備を進めることで、来訪者への情報発信を図る。また、歴史的風致を案内できるボランティアガイドの育成、今後増加することが予想される外国人に対応できるガイドの育成を行っていく。

来訪者が安心して快適に回遊できるよう、地区内に散策拠点や周遊ルートの設定、舟運の検討をするとともに、地区住民と行政が連携した文化財の効果的な活用や来訪者を対象とした多様な体験型プログラムの作成について検討を進め、実現化を図る。

さらに、公共交通網の改善や駐車場等の整備を進める等、来訪者の受け入れ環境を整え、情報発信と合わせて歴史的風致及び歴史的風致間のまちなか回遊性の向上を図る。

（５）歴史的風致の情報発信と認識向上に関する方針

歴史的風致の認識を高めるために、熊本城（城彩苑）や熊本博物館などの公共施設を情報発信の拠点として、SNS・チラシ・マップ作成等による情報発信を進めていくとともに、歴史に触れられる企画展示や各種講座とあわせて、本市の歴史的風致に関係する各種団体等と連携してイベント等の開催を

継続して行うことで、市内外の人々を問わず歴史的風致の認識を積極的に高めていく。

また、小中学校における歴史的風致教育の実施や、小学生を対象とした歴史的風致を含む歴史文化関連施設を巡るツアーの実施など、次世代を担う子どもたちに歴史的風致を伝えていく。

さらに、平成 28 年（2016）熊本地震で被災した熊本城の復旧に市内外から資金を募る仕組みを活かし、歴史的風致を構成する建造物の貴重性を伝えるとともにシンポジウムの開催などにより、歴史まちづくりに関する継続的な情報収集・発信、普及啓発等の調査研究活動を行うことで、歴史的風致の認識を高めていく。

４．歴史的風致維持向上計画の推進体制

本計画の推進体制については、景観担当部局である都市政策部都市デザイン課と文化財担当部局である文化市民局文化創造部文化政策課（文化財の保存・活用は教育委員会の職務権限とされているが、本市では市長部局の補助執行としている）を事務局とした庁内推進体制を設置するとともに、歴史まちづくり法第 11 条の規定に基づく「熊本市歴史まちづくり協議会」において計画の推進や変更等の連絡・調整・協議等を行い、事業の推進を図る。また、必要に応じて、本市の都市計画や景観、文化財保護等に関する審議会、並びに文化財や歴史的建造物の所有者等と連絡調整を行う。今後、歴史まちづくり法第 34 条に基づく歴史的風致維持向上支援法人の指定についても検討を進めるなど、より市民との協働による推進体制の構築を図るものとする。

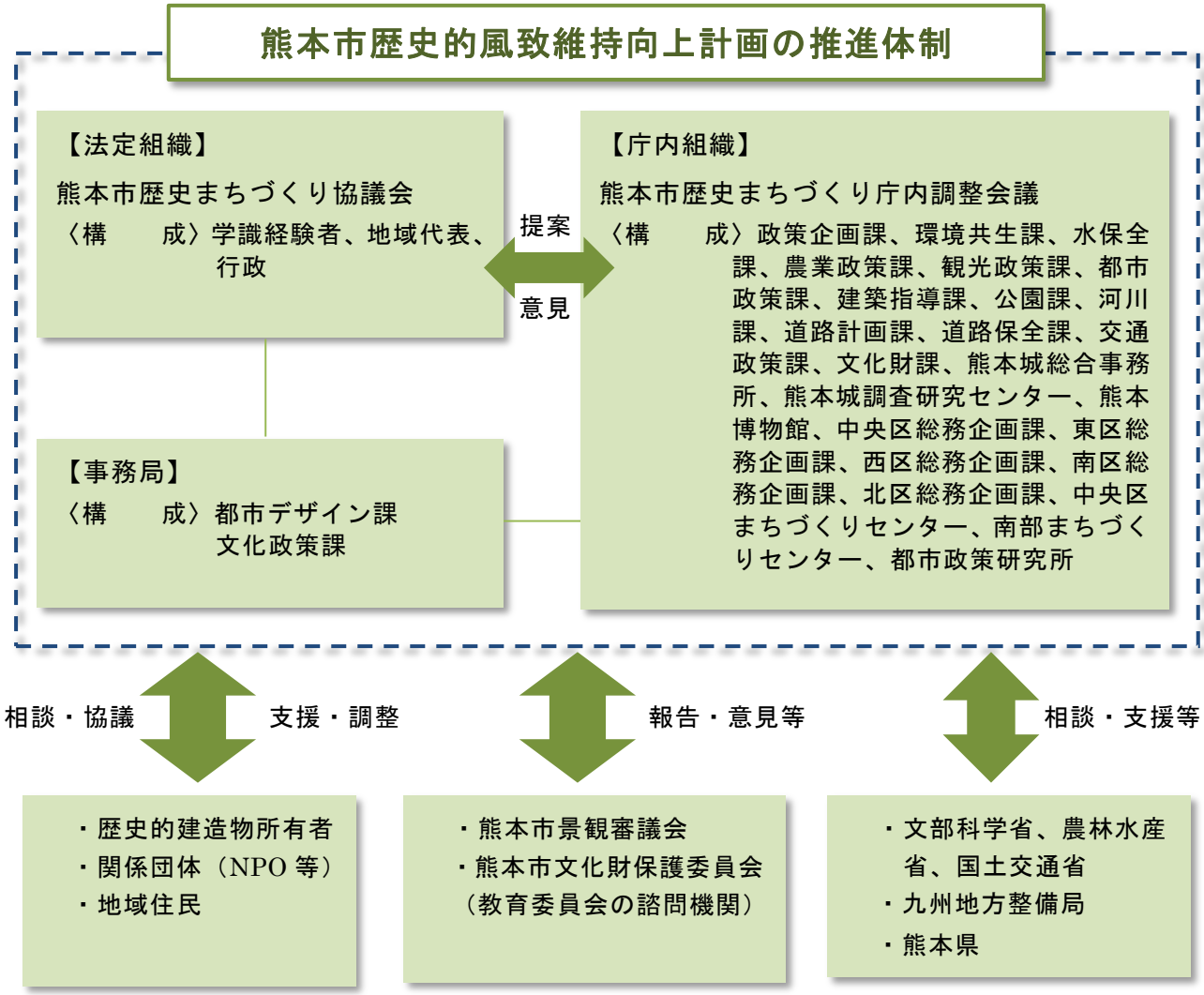

熊本市歴史的風致維持向上計画の推進体制図